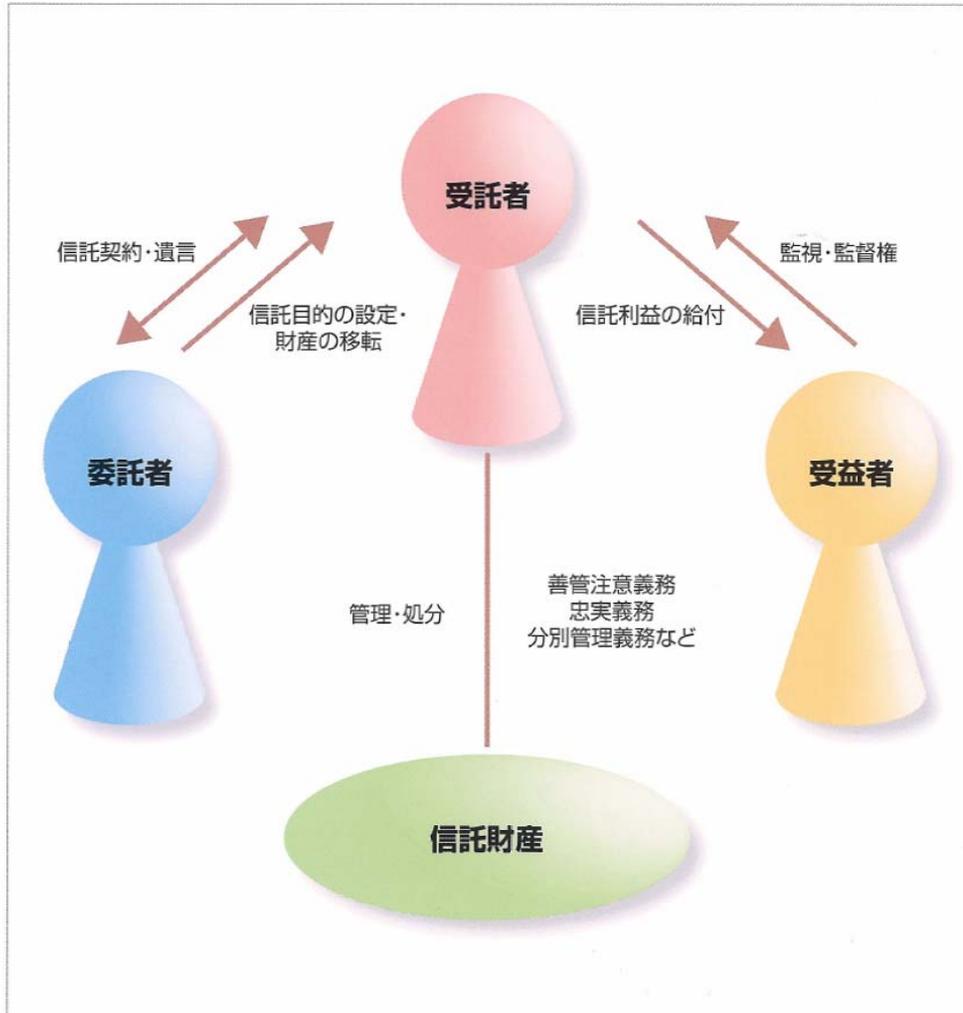


信託業界における福祉型信託等の 現状について

平成19年12月19日

みずほ信託銀行

信託とは



- ①委託者が信託行為(信託契約、遺言等)によって、
- ②信頼できる人(受託者)に財産権を移転し、
- ③受託者は委託者の設定した信託目的に従って、
- ④受益者のためにその財産(信託財産)を管理・処分などをする



目次

1. 主な信託商品・業務	P	3
2. 特定贈与信託・特約付き金銭信託	P	4
3. 公益信託	P	7
4. 受託者の義務・役割	P	10
5. 信託法改正により期待される信託活用のあり方	P	11

1. 主な信託商品・業務

個人向け

- 金銭信託
(ヒット、実績配当型等)
- 貸付信託

- 投資信託
(窓口販売)

- 相続関連業務
< 併営業務 >

- 不動産の売買・媒介
< 併営業務 >

法人向け

年金信託

- 厚生年金基金信託
- 確定給付企業年金信託
- 適格退職年金信託
- 国民年金基金信託
- 確定拠出年金

証券信託

- 特定金銭信託
- ファンドトラスト

財産形成信託

有価証券の信託

資産流動化の信託

- 金銭債権の信託
- 不動産の信託

知的財産権の信託

- 証券代行業務
< 併営業務 >

- 不動産業務
< 併営業務 >

公益・福祉

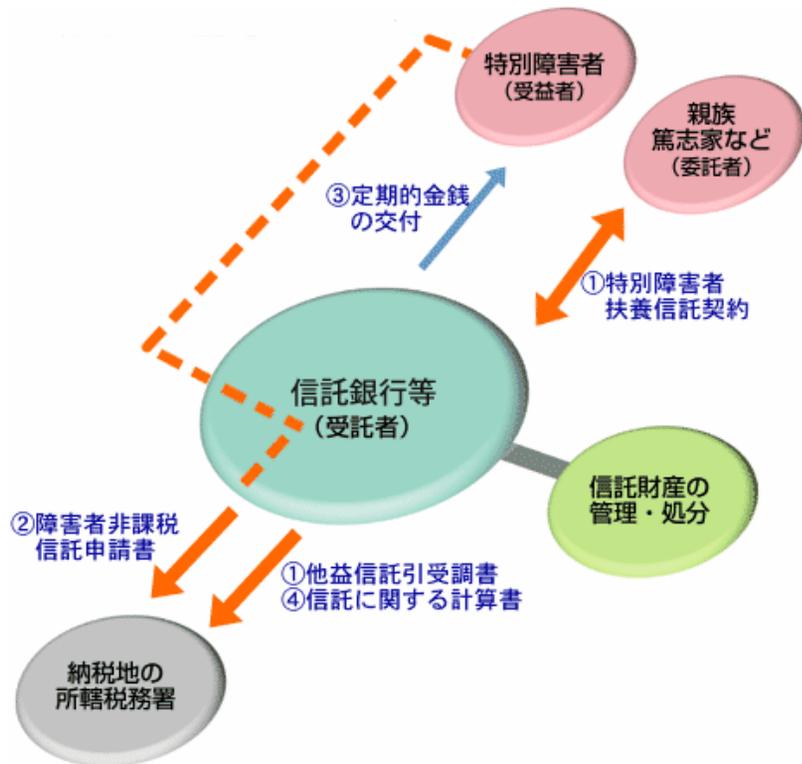
- 公益信託

- 特定贈与信託

2-①. 特定贈与信託・特約付き金銭信託(仕組み①)

①特定贈与信託

特別障がい者の生活の安定のための信託



<特徴>

- 特別障がい者が安定した生活を送れるように、親族や篤志家が金銭や有価証券などを信託銀行に信託するもの。
- 相続税法により6,000万円までの贈与財産については贈与税が非課税となる。

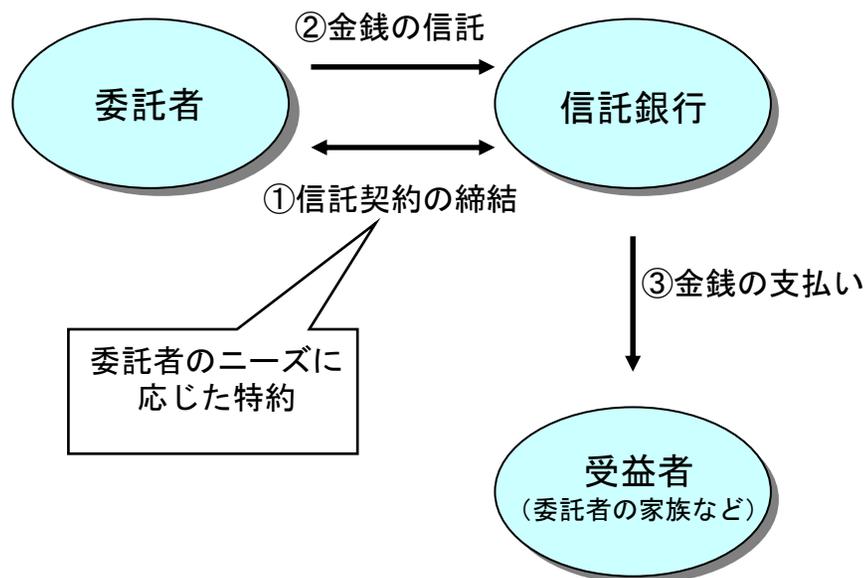
<信託財産の範囲>

相続税法の規定により、信託財産が以下のものに制限されている。

- ①金銭
- ②有価証券
- ③金銭債権
- ④立木およびその立木の生立する土地(立木とともに信託されるものに限る)
- ⑤継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産
- ⑥受益者である特別障がい者の居住の用に供する不動産(上記①から⑤までの財産のいずれかとともに信託されるものに限る)

2-②. 特定贈与信託・特約付き金銭信託(仕組み②)

②特約付き金銭信託



<特徴>

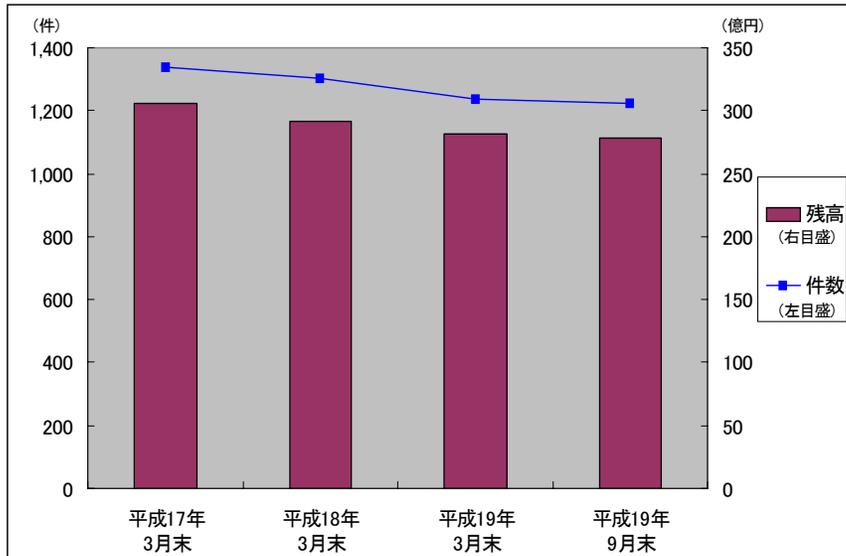
- お客さまのご要望により信託の目的や設定方法、期間、支払方法等の特約をオーダーメイドで設計できる信託商品(金銭信託)。
- 長期間にわたる財産管理が可能。
- 契約による信託設定も、遺言による信託設定も可能。

<特約の例>

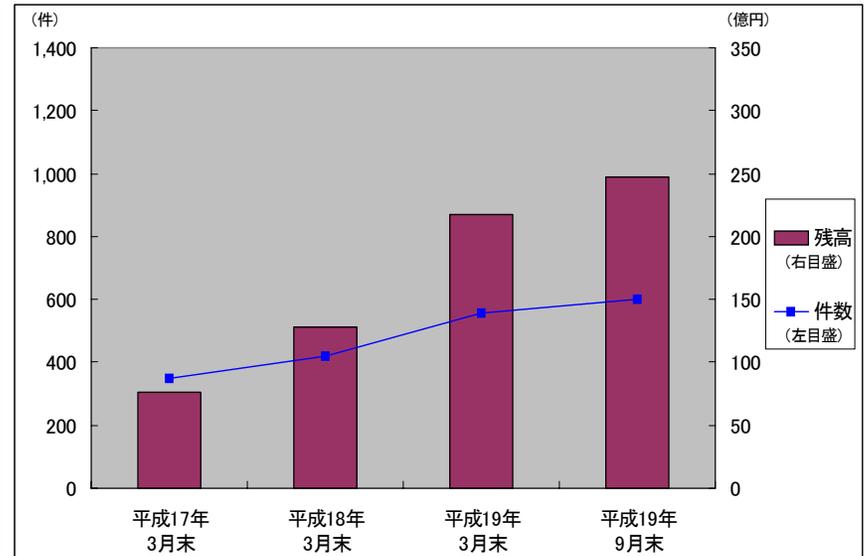
- 委託者に万が一のことが起こった場合に、残された高齢の妻のために、財産管理を行うとともに、毎月一定額を給付。
- 委託者に万が一のことが起こった場合に、唯一の相続人であり障がいを持つ長男のために、財産管理を行うとともに、毎月一定額を給付。
- 夫人なき後、子供がいない委託者自身のために、財産管理を行うとともに、生活に必要な額だけ、毎月一定額を給付。

2-③. 特定贈与信託・特約付き金銭信託(残高推移)

■ 特定贈与信託



■ 特約付き金銭信託



(単位: 件、億円)

		平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末	平成19年 9月末
特定贈与信託	件数	1,340	1,302	1,238	1,224
	残高	306	291	282	278

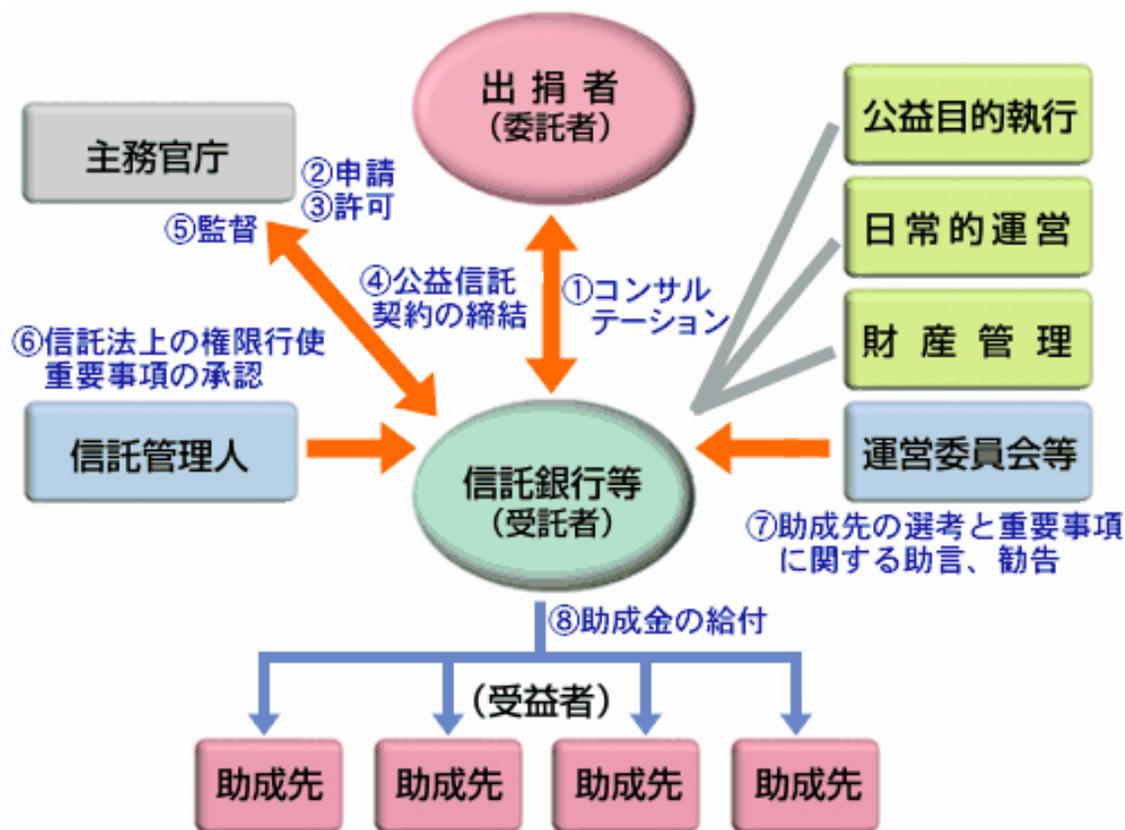
(単位: 件、億円)

		平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末	平成19年 9月末
特約付き 金銭信託	件数	347	418	555	601
	残高	76	128	217	247

(注) 特定贈与信託・・・信託協会社員会社・準社員会社の受託残高ベース

特約付き金銭信託・・・信託協会社員会社へのヒアリングによる契約ベース(遺言による設定見込み含む)

3-①. 公益信託 (仕組みと税制)



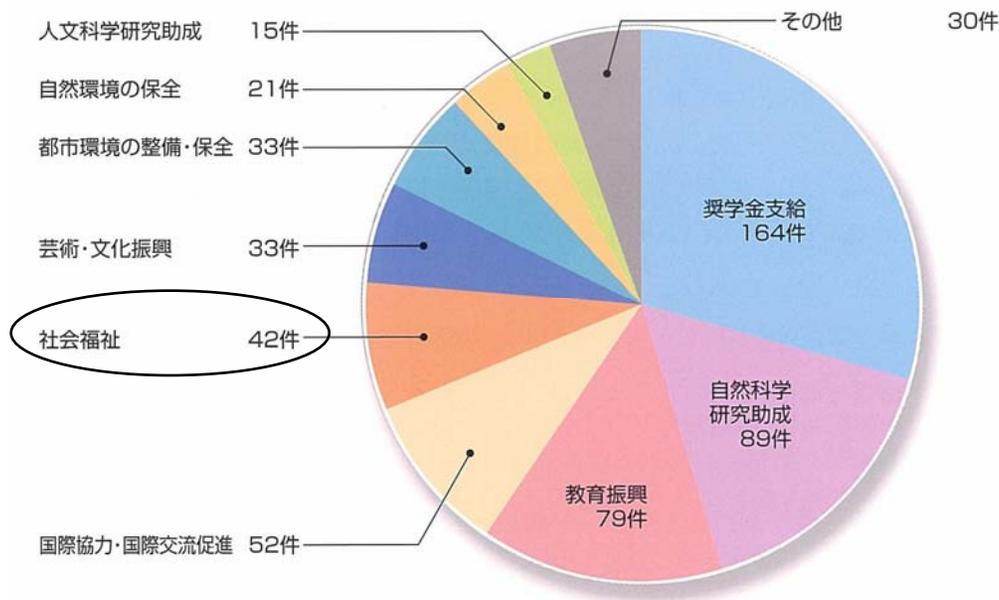
●公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを特定公益信託といいます。また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを認定特定公益信託といいます。それぞれに金銭を出捐した場合には税制上の優遇措置があります。

〔拠出金の税制上の取扱い〕

委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人(相続財産)	—	寄附金控除 — 相続税非課税
法人	一般寄付金として損金算入	別枠損金算入

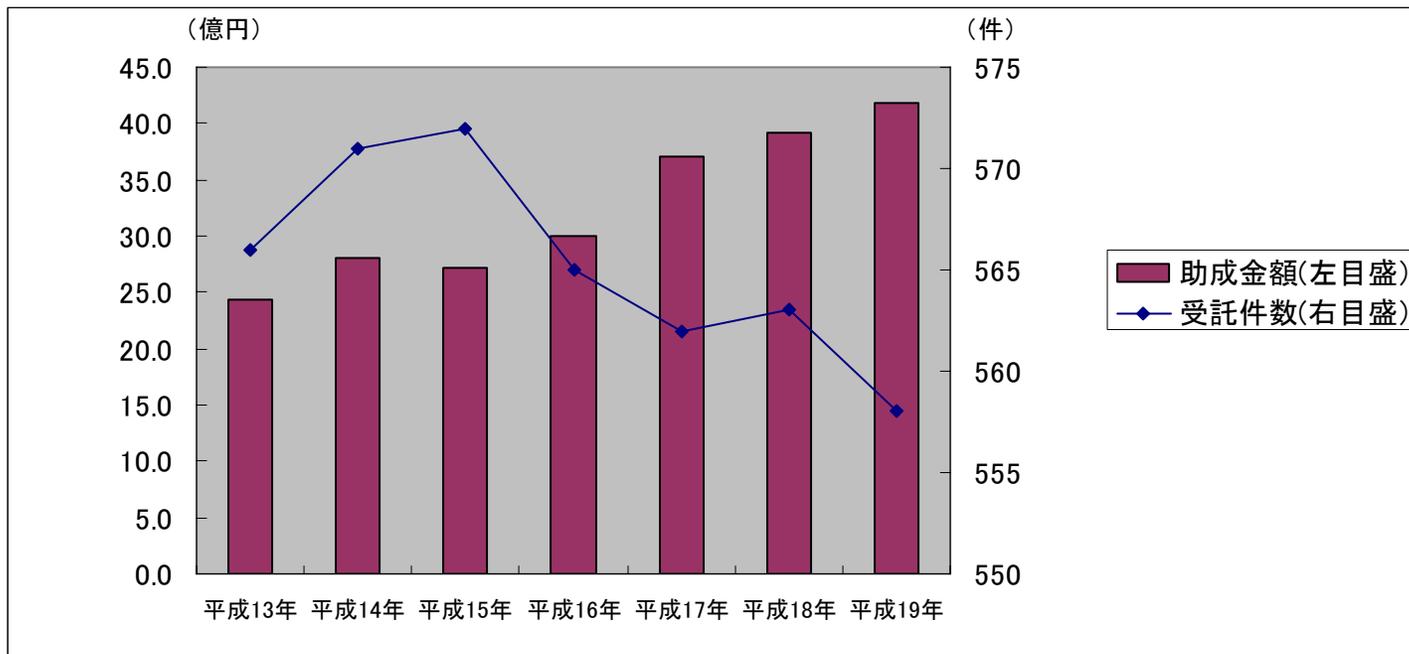
3-②. 公益信託 (公益信託の受託状況①)



<社会福祉> 目的の例

- ・ 交通遺児になった高校生に対する交通遺児等援護一時金の給付と、交通遺児等援護金の給付、交通遺児団体に対する活動費等助成金の給付を行い、県民の安全で快適な交通環境づくりに資すること。
- ・ 視覚障害者福祉及び視覚障害者に対するボランティア活動を行う団体並びに社会福祉施設への活動費の助成を行うことにより、視覚障害者福祉事業の一端を担い、もって視覚障害者文化の向上と福祉の増進に寄与すること。
- ・ 災害救助法が適用される等の大規模災害が発生し、ボランティアが救援活動に従事する場合において、県災害ボランティア支援本部の代表または市町に設置した災害ボランティア支援本部の代表に対し復旧活動に必要な資金を助成。

3-③. 公益信託 (公益信託の受託状況②・助成金額の推移、3月末現在)



(単位: 件、億円)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
受託件数	566	571	572	565	562	563	558
受託残高	736	733	719	709	693	690	682
助成先数	5,701	6,307	6,362	6,617	6,813	8,328	8,610
助成金額	24.3	28.0	27.2	30.0	37.1	39.2	41.8

4. 受託者の義務・役割

<基本となる義務>

善管注意義務

受託者は、信託事務を処理するにあたっては、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

忠実義務

受託者は、もっぱら信託の目的に従って受益者のために信託財産を管理しなければならず、自己または第三者の利益を図ってはならない。

分別管理義務

受託者は、信託財産を自己の財産(固有財産)および、他の信託財産と分別して管理しなければならない。

<特定贈与信託における役割>

- ・特別障がい者に対する信託財産からの金銭の支払いは、特別障がい者の生活または療養の需要に応じるため、定期的かつ実際の必要に応じて適切に実施。
- ・信託財産の運用は、安定した収益の確保を目的として、適正に実施。

<公益信託における役割>

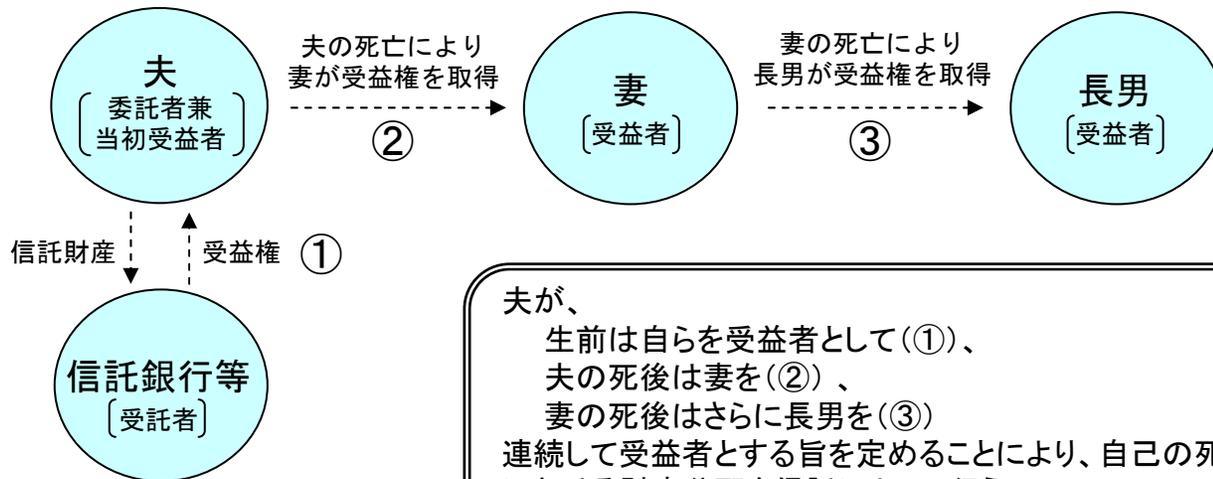
- ・学識経験者等により構成される運営委員会の意見に基づき、助成金の交付等の信託事務を実施。
- ・信託事務の内容等の委託者への報告、または必要に応じて主務官庁への諸届報告等を実施。

5. 信託法改正により期待される信託活用のあり方

家族信託

高齢化社会の到来を背景に、後見的な財産管理や遺産承継を目的とする家族信託への期待が高まっており、新信託法で、家族信託を念頭に置いた規定（遺言代用信託や後継ぎ遺贈型受益者連続に関する規定）の整備がなされている。例えば、後継ぎ遺贈型受益者連続の規定は、個々の家族の事情に合わせて生存配偶者や子女の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段としての活用が考えられる。

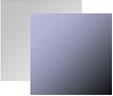
■後継ぎ遺贈型の受益者連続のイメージ





(参考文献)

- 「日本の信託 2007」 (社団法人信託協会, 2007年)
- 「新しい信託法の概要」 (社団法人信託協会, 2007年)
- 「改訂 信託の基礎」 (経済法令研究会, 2007年)
- 「やさしい信託のはなし 暮らしと信託」 (社団法人信託協会, 2007年)



本資料は金融審議会第二部会における説明を目的として作成されたものであり、特定の取引、商品の勧誘を目的としたものではありません。